

保育所(園)の申込みに係る提出書類チェックシート

- ◆本書類は提出不要です。提出前の確認用としてご活用ください。
- ◆提出忘れや不足書類がある場合は調整点数への反映ができず、選考が不利になってしまったり、保育料の減免が受けられない場合がございます。
- ◆指数については提出いただいた書類をもとに審査の上で決定されます(書類の提出のみで指数の加点が確定となるものではありません)
- ◆それぞれの書類についての詳細は「保育所(園)等利用申込案内」をご覧ください。

(1) 保育を必要とする状況を証明する書類			有無のチェック欄		
			父	母	
就労 (変則勤務はシフト表を求める場合があります。)	会社員・育児休業中の方 自営業・経営者・内職の方	就労証明書 ①就労証明書 ②開業届、会社の謄本等実態のわかる資料	☐	☐	
妊娠・出産		①母子手帳のコピー(表紙と出産予定日がわかるページ) ②出産予定届	☐	☐	
疾病・障害		診断書(日中お子さんの保育ができない旨と療養期間の記載があるもの)または身体障害者手帳等のコピー	☐	☐	
介護・看護		①介護(看護)状況申告書 ②介護(看護)が必要であることを証明する書類	☐	☐	
災害復旧		罹災証明書	☐	☐	
求職活動	求職活動中の方 (申込日より後の)内定が決まっている方	求職活動申告書 就労証明書もしくは内定通知書(勤務時間・日数の記載が必要)	☐	☐	
就学		①学生証等の写し ②時間割やカリキュラムがわかるもの	☐	☐	
その他		そのほか、保育を必要とする状況に応じた書類	☐	☐	
(2) 施設型給付・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(様式1)			☐		
(3) 家庭状況調査票(様式2)			☐		
(4) 児童の健康状況申告書(様式3)			☐		
(5) 保育所(園)等の申込にかかる同意書及び申出書(様式4)			☐		
(6) 保育所(園)等の利用にかかる同意書(様式5)			☐		
(7) マイナンバーを確認できる書類			父	母	子
①本人確認書類のコピー (父母いずれかの分)	1点で確認: 個人番号カード(裏表両面)、運転免許証等の写し(裏面記載がある場合は両面) 2点で確認: 健康保険証、児童扶養手当証書、国民年金手帳等の写し		☐	☐	☐
②マイナンバー確認書類 (父母及び申込児童の全員分)	マイナンバーカード、通知カード(通知書ではありません)、個人番号の記載された住民票の写しのいずれか1点		☐	☐	☐
(8) 世帯の状況により必要な書類					
ひとり親家庭の場合(離婚・未婚の場合)		①ひとり親であることの申立書 ②戸籍謄本の写し	☐		
ひとり親家庭に準ずる場合(離婚調停中の場合)		①ひとり親であることの申立書 ②離婚調停申立書等の写し	☐		
生活保護を受けている方		生活保護受給証明書	☐		
生計の中心者が失業し、申し込み後の就労が内定している場合		離職証明書または離職票のコピー(自己都合退職は除く) 自営業の方は破産手続き開始について確認できる書類	☐		
同一世帯に障害手帳等をお持ちの方がいる場合		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し	☐		
父または母が単身赴任の場合	住民票を異動している場合 住民票を異動していない場合	就労証明(単身赴任期間を記載したもの) 就労証明(単身赴任期間を記載したもの) ②賃貸契約書等	☐		
保護者が松戸市内の保育施設、こども園、幼稚園にて保育士または幼稚園教諭として勤務している場合		①就労証明書 ②保育士または幼稚園教諭免許状の写し(就労証明書への保育士等の勤務へのチェックがない場合のみ)	☐		
保育要件があり、申込児童を常態的に有償の保育施設等に預けている場合		保育料に関する領収書の写し	☐		
同一世帯の就学前児童が幼稚園または他の施設等(認可保育施設を除く)に通園している場合		当該施設の在園証明書	☐		
市外在住の方が松戸市内の施設の利用を希望する場合	松戸市への転入予定なし 松戸市への転入予定あり	管外保育所(園)等利用申込書(お住まいの自治体を通じての申請が必要) ①管外保育所(園)等利用申込書 ②賃貸契約書等	☐		
里親として申し込みされる場合		「里親登録証」「里親委託証明証」など、里親であることが証明できる書類	☐		
外国籍の方		在留カードの写し(在留資格などが確認できる住民票の写しでも可)※特別永住者証明書の写しでも可	☐		